RORO・フェリー航路充実強化事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　府は、国内から府営港湾への集貨を促進し、「大阪“みなと”」の競争力を強化するため、予算の定めるところにより、府営港湾における取扱貨物量の増加に資する事業に対し、RORO・フェリー航路充実強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　府営港湾　堺泉北港、阪南港、二色港、泉佐野港、泉州港、尾崎港、淡輪港及び深日港をいう。

二　定期航路　海上運送法（昭和24年法律第187号）第２条第３項に規定する定期航路事業として、同法第３条の規定により許可を受け又は同法第19条の５の規定により届出られた航路をいう。

三　船会社　海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第２条第２項で定める「船舶運航事業」を行うものをいう。

四　荷主　貨物の法的所有権を有しフォワーダーなどの運送業者に輸送を依頼する者をいう。

五　フォワーダー　貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）で規定する貨物利用運送事業者や、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に規定する一般港湾運送事業を行う事業者など、荷主から貨物を預かり、荷主の代行として輸送を依頼する者をいう。

六　食貨物　農林水産物及び食品の輸出の促進にかかる法律（令和元年法律第57号）第２条第１項で定める「農林水産物」及び同条第２項で定める「食品」をいう。

（補助事業者等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う補助事業者は次のとおりとする。

一　府営港湾において、新たに定期航路を開設した船会社

二　現に府営港湾において定期航路を就航しており、船舶の大型化又は増便を行った船会社

三　堺泉北港に年間10隻（月１隻程度の頻度）以上寄港する船舶を運航し、増便を行った船会社

四　トラック・トレーラーにより陸上輸送していた貨物を府営港湾の定期航路を用いた海上輸送に切り替えた荷主

五　既に府営港湾の定期航路を用いた海上輸送を行っており、既存の貨物に加えて貨物量を増加させる荷主

六　第４号から第５号において、食貨物を他港から府営港湾に移入する荷主

２　前項第１号から第３号については、次の各号に規定する要件をすべて満たす場合のみ補助の対象とする。

一　下記（イ又はロ）の要件をすべて満たす船舶であること

イ　海上運送法第２条第10項に規定する自動車航送の用に供される船舶又はロールオン・ロールオフ船（貨物を積載したトラック、トレーラー等が自走で乗降でき、そのまま輸送することができる船舶をいう。）であること

　　ロ　内航海運業法（昭和27年法律第151号）第２条第１項に規定する内航運送の用に供される船舶であること

二　第７条の規定による交付決定を受けた年度における取扱貨物量が、対前年度同期間比で増加していること

３　第１項第４号から第６号については、次の各号に規定する要件をすべて満たす場合のみ補助の対象とする。

一　下記（イ又はロ）の要件をすべて満たす船舶を利用した輸送であること

イ　海上運送法第２条第10項に規定する自動車航送の用に供される船舶又はロールオン・ロールオフ船（貨物を積載したトラック、トレーラー等が自走で乗降でき、そのまま輸送することができる船舶をいう。）

　　ロ　内航海運業法（昭和27年法律第151号）第２条第１項に規定する内航運送の用に供される船舶

二　荷主及び船会社又はフォワーダーとの共同申請であること。

三　第７条の規定による交付決定を受けた年度における取扱貨物量が、対前年度同期間比で増加していること

（補助対象期間）

第４条　補助対象期間は、第７条の規定による交付決定を行った年度内で、知事が定める期間とする。

（補助の対象となる経費及び補助金の額）

第５条　補助の対象となる経費は補助事業における輸送にかかる経費とし、補助金の額は、別表に揚げるとおりとする。

２　知事は、第７条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、当該年度の補助対象貨物量等の実績に応じた補助金を交付する。

（補助金の交付の申請）

第６条　規則第４条第１項の申請は、会計年度ごとに補助金交付申請書（様式第１号の１又は様式第１号の２）を知事に提出することにより行わなければならない。

２　前項の申請書は、知事が定める期日までに提出しなければならない。

３　第３条第１項第１号から第３号の補助事業者は、本条第１項による補助金交付申請書を提出するにあたっては、当該申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一　要件確認申立書（様式第１号の４）

二　暴力団等審査情報（様式第１号の５）

三　就航する船舶の延長、総トン数その他の当該船舶の諸元が確認できる書類

四　申請年度及びその前年における取扱貨物量（様式第１号の１別紙）

４　第３条第１項第４号から第６号の補助事業者は、本条第１項による補助金交付申請書を提出するにあたっては、当該申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一　事業計画書（様式第１号の３）

二　要件確認申立書（様式第１号の４）

三　暴力団等審査情報（様式第１号の５）

（補助金の交付の決定）

第７条　知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更・中止等）

第８条　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更は、補助金の減額の20％を超えない額の変更とする。

２　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、海上運送法第３条の規定により許可を受け又は同法第19条の５の規定により届け出られた内容のうち、補助金の算定に影響を及ぼす変更を伴わない変更とする。

３　規則第６条第１項第１号及び第２号の規定により知事の承認を受けようとする者は、事業変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

４　知事は、前項に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等により、当該申請の内容を審査し、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を承認すべきと認めたときは、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更を承認し、事業変更承認通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

５　規則第６条第１項第３号の規定により知事の承認を受けようとする者は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

６　知事は、前項に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類等により、当該申請の内容を審査し、補助事業を中止し、又は廃止することを承認すべきことを認めたときは、補助事業を中止し、又は廃止することを承認し、事業中止（廃止）承認通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第９条　補助金の交付を申請した補助事業者は、第７条の規定による通知を受けとった日から起算して30日以内に限り、補助金交付申請取下申請書（様式第７号）を知事に提出することにより、当該申請を取下げることができる。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条　知事は、規則第８条第１項又は第15条第１項、若しくは第２項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第８号）により、補助事業者に通知するものとする。

２　知事は、規則第８条第１項の規定により、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、補助金交付決定変更通知書（様式第９号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条　補助事業者は、航路開設等を行った後又は第７条の規定により補助金の交付決定を受けた後、補助事業進捗報告通知書（様式第10号の１）による知事の請求に基づき、当該期間の取扱貨物の状況について、補助事業進捗報告書（様式第10号の２又は３）により知事に報告しなければならない。

２　補助事業者は、第４条に規定する補助対象期間が終了したときは、その日から30日以内に補助事業実績報告書（様式第11号の１又は２）を知事に提出しなければならない。

３　補助事業者は、前２項の規定により報告された取扱貨物の状況のうち、知事が別途指定する期間における取扱貨物の実績を証明できる資料を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条　知事は、前条第２項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

附　則

　この要綱は、令和３年４月30日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業者 | 補助金の額 |
| 第３条第１項第１号から第３号  （船会社） | 増加貨物について  車両１台あたり5,000円  （車両以外の貨物については10トンにつき5,000円） |
| 第３条第１項第４号から第５号  （荷主） | 増加貨物についてトラック・トレーラー１台あたり（片道分）  堺泉北港－千葉港間　19,000円  堺泉北港－新門司港　14,000円  堺泉北港－宮崎港　　14,000円  （６ｍ以下のトラック・トレーラーの場合は上記単価の1/2とする）  増加貨物が食貨物である場合  1TEU又は20トンあたり5,000円を上記の補助金の額に加算 |